

多治見市小規模保育事業者募集要項

1 募集趣旨

多治見市内への新規小規模保育事業所の認可にあたっては、今後多治見市内の子どもの数や地域における保育ニーズの動向を踏まえて計画的に進めていくため、次のとおり事業者の募集を行います。

2 募集内容

(1) 募集する小規模保育事業所の区分

小規模保育事業所 A 型

※多治見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める規則（平成 27 年規則第 4 号の 2）に定める基準を満たすこと。

(2) 募集地域

多治見市内

(3) 開園予定日

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 4 月 1 日までの日

(4) 募集期間

令和 8 年 6 月 1 日（月）から令和 8 年 6 月 26 日（金）まで

(5) 募集事業者数

1 事業者を募集します。

3 参加要件

申請できる事業者は、次に掲げる要件をすべて満たしている事業者とします。

(1) 令和 8 年 4 月 1 日時点において保育所、認定こども園又は小規模保育事業所の運営実績が少なくとも 3 年以上あり、現に運営していること。

(2) 事業を遂行できる十分な資力、信用、技術的能力等を有し、継続的に安定した園運営を行うことができる者であること。

(3) 次のいずれにも該当しないこと。

ア 過去に児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 58 条第 1 項の規定による認可の取消し、学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 13 条の規定によ

る閉鎖の命令又は認定こども園法第7条若しくは第22条の規定による取消しを受けた者

イ 多治見市暴力団排除条例（平成24年条例第26号）第2条第1号の暴力団又は同条第2号の暴力団員等及びそれらの利益となる活動を行う者

ウ 国税又は地方税を滞納している者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始又は破産法（平成16年法律第75号）による破産手続開始の決定を受けている者

オ 代表者又は役員で禁固以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者

4 スケジュール

令和8年6月1日（月）	公募開始
6月5日（金）	質問受付期限
6月12日（金）	質問回答期限
6月26日（金）	申請書提出期限
7月3日（金）	プレゼンテーション審査
7月中旬	審査結果通知
	認可申請手続
令和8年10月～令和9年4月1日までの間	事業開始

5 質問

質問がある場合は、令和8年6月5日（金）午後5時までに多治見市役所保育幼稚園課まで「質問書（別紙様式1）」を直接持参または電子メールにて提出してください。（必着）

提出された質問に対する回答は、令和8年6月12日（金）までに多治見市ホームページにて公開し、個別には回答しません。

保育幼稚園課メールアドレス：hoikuyouchien@city.tajimi.lg.jp

6 提出書類

(1) 申請書類

申請は、次の申請書を提出してください。申請に際して必要となる費用は、すべて申請者の負担となります。また、提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。

- ① 申請書（別紙様式2）
- ② 事業実施場所周辺の地図

- ③ 敷地及び施設平面図（各室の面積、用途を記載）
- ④ 財務状況のわかる書類（過去3年分）
- ⑤ 誓約書（別紙様式3）

(2) 提出部数

正本1部、副本4部を提出してください。提出書類は、やむを得ない場合を除き、原則として日本産業規格A4判とし、ファイル等に綴じて提出してください。

(3) 提出方法

直接多治見市役所保育幼稚園課36番窓口へ持参してください。郵送等は不可とします。

(4) 申請書の著作権及び公表

申請書の著作権は申請者に帰属します。ただし、申請書類は複写することができますものとし、また、情報公開条例の規定等により開示又は公表することがあります。

7 審査方法

ア 選定は、選定委員会を開催し、プロポーザル審査（書類及びプレゼンテーション）を行い、総合的に採点し選定します。

イ プロポーザル審査の開催日時等

日時：令和8年7月3日（金）予定

開始時刻、場所、方式等については別途通知します。

ウ 採点基準

項目	判断基準
① 開園時期	開園時期はできるだけ早い方が望ましい 【開園時期：令和8年10月1日～令和9年4月1日の開園を要件とする】
② 開園予定場所	利便性はよいか、周辺環境は問題ないか
③ 定員	最大の19人を標準。19人未満の場合は減点対象
④ 休日保育への対応	休日保育に対応できる場合は加点対象
⑤ こども誰でも通園制度への対応	こども誰でも通園制度に対応できる場合は加点対象
⑥ 小規模保育事業所	評価すべき運営実績がある場合は加点対象

等の運営実績	
⑦ 保育理念	評価すべき保育理念と認められる場合は加点対象
⑧今後の展望	事業の継続性、発展性が認められる場合は加点対象
⑨人材確保・育成の方策、方針	保育士の確保及び育成体制が十分に整えられている場合は加点対象
補助活用の有無	①～⑨に加え、施設整備補助金等を要するかどうかを参考に選定

8 留意事項

(1) 申請の辞退、選定結果通知後の辞退

申請者が申請を辞退するときは、必ずこども健康部保育幼稚園課に辞退届を提出してください。選定結果通知後に辞退することは、理由の如何にかかわらず認められません。万一、選定結果通知後に辞退した場合、市が被った損害について、損害請求をすることがあります。

(2) 指定の取消しについて

申請書類に虚偽の記載があった場合、または開園までに申請者の制限に定める事項に該当することとなった場合は失格とし、指定を取消します。この場合において損害が発生したとしてもすべて申請者の責によるものとし、多治見市は一切負担しません。

(3) 家庭的保育事業等認可申請について

多治見市長に対して所定の期日までに多治見市家庭的保育事業等の認可手続等に関する規則（平成27年規則第4号の5）に基づき、設置認可申請を行ってください。

別紙様式1

質問書

年 月 日

名称
担当者氏名
連絡先

多治見市小規模保育事業者募集要項について、次のとおり質問がありますので提出します。

No.	質問項目	質問内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		

※項目欄が不足する場合は適宜追加してご記入ください。

※回答は個別には行いません。質問及び回答をまとめ、多治見市ホームページへ掲載することにより回答を行います。

多治見市小規模保育事業申請書

多治見市長

所在地
 申請者 名称
 代表者 印
 電話番号

多治見市内で小規模保育事業A型を実施したいので、多治見市小規模保育事業者募集要項に基づき、申請します。

項目	内容
開園時期	
開園予定場所	
定員	人 0歳： 人 1歳： 人 2歳： 人
物件の概要	面積 m ²
	建物の構造 造 階建て
	駐車場 台
	耐震対応 昭和56年新耐震基準に適合している はい いいえ ※昭和56年以前の新耐震基準以外の建物の場合は、耐震診断、耐震改修を実施した旨の証明書を添付してください。

休日保育への対応可否 について	
こども誰でも通園制度 の実施可否について	
小規模保育所等の運営 実績	
保育理念	
今後の展望	
人材確保・育成の方策、 方針	
補助活用の有無	

様式 3

誓約書

多治見市が実施する小規模保育事業者募集の申請を行うにあたり、次の事項を誓約します。これらが事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して多治見市が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

- 1 申込書の提出に際し、多治見市小規模保育事業者募集要項（以下「募集要項」という。）について十分に理解し、承知したうえで申し込みします。
- 2 募集要項の申請資格に定める必要な資格を有します。
- 3 募集要項の申請者の制限には該当しません。
- 4 申請者の制限の調査及び確認のため、多治見市が申請書類から収集した個人情報等を警察等の関係機関に提供することについて同意します。
- 5 申請内容に相違があった場合は、多治見市に対して速やかに書面にてその旨を通知し、その内容をもって多治見市の判断により申請を却下又は審査後の決定を取り消す場合があることについて同意します。

令和 年 月 日

多治見市長

所在地
名称
氏名

印